

次期計画（素案）	現行計画（R3 中間見直し時点）	備考
<p data-bbox="92 216 1323 268"><b>6-2 発達障害</b></p> <div data-bbox="112 275 1302 478" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="142 296 368 323">【対策のポイント】</p> <ul data-bbox="160 338 602 457" style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障害の診断機会の確保</li> <li>○ 医療と福祉、教育などとの連携</li> <li>○ 医療の地域偏在の解消</li> </ul> </div> <p data-bbox="92 527 1323 569" style="background-color: #90EE90;"><b>（1）現状と課題</b></p> <p data-bbox="92 621 350 653"><b>ア 発達障害の現状</b></p> <p data-bbox="92 667 1323 789">○発達障害者支援法では、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。</p> <p data-bbox="92 804 1323 1010">○2005年の発達障害者支援法の施行後、2016年8月からは改正発達障害者支援法が施行されるなど、発達障害に対する社会的認知の高まりに伴い、知的障害を伴う発達障害の人とともに、知的障害を伴わない発達障害の人の手帳の取得が年々増加しています。本県では、療育手帳制度を見直し、2006年11月よりIQ80以上89以下で発達障害と診断されたものに対しても療育手帳を交付しています。</p> <p data-bbox="92 1024 1323 1325">○発達障害に対する医療の関わりとしては、</p> <ol data-bbox="121 1073 1323 1283" style="list-style-type: none"> <li>①保健・予防的な側面として、健診でのスクリーニング、相談、情報提供、意見書、診断書作成</li> <li>②狭義の医療として、状態像の把握、検査、診断、合併症や二次的障害の治療、機能訓練</li> <li>③生活や機能の維持、発達保障として、機能維持、発達支援、療育的対応、二次的障害の予防</li> <li>④生活の拡大・充実のための支援として、福祉、教育、労働などの他の分野との連携や生活、行動上の適応支援、家族や地域の各機関への支援などが挙げられます。</li> </ol> <p data-bbox="92 1339 1323 1503">○医療機関としては、スクリーニング、一般的な検査、初期相談やガイダンスなどを行う一次医療的な機関、診断、専門的検査、薬物療法などを行う二次医療的な機関、二次的障害の治療など入院も含めた高度な診療を行う三次医療的な機関、加えて療育、リハビリテーション、地域支援なども行う専門機関などの階層に分けることができます。</p> <p data-bbox="92 1518 1323 1640">○さらに、知的障害を伴う自閉症の人などは、発達障害の行動特性のために一般の医療機関での身体疾患の治療や予防接種などが困難な人もおり、すべての医療機関において、発達障害の知識の普及と配慮が必要とされています。</p> <p data-bbox="92 1696 296 1728"><b>イ 本県の状況</b></p> <p data-bbox="92 1743 1323 1948">○本県では、2005年4月にこども家庭相談センターに総合支援部（発達障害者支援センター）を設置し、市町や民間の機関で対応困難な事案について専門的な立場から相談を受け付け、発達支援や就労支援を行うほか、市町などの関係機関に対する情報提供や研修などを実施してきました。また、より専門性の高い発達支援や、より身近な場所での専門的支援を提供するため、2020年4月から発達障害者支援センターの運営業務を民間委託するとともに、同センターを</p>	<p data-bbox="1323 216 2564 268"><b>6-2 発達障害</b></p> <div data-bbox="1344 275 2534 478" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1374 296 1599 323">【対策のポイント】</p> <ul data-bbox="1391 338 1834 457" style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障害の診断機会の確保</li> <li>○ 医療と福祉、教育などとの連携</li> <li>○ 医療の地域偏在の解消</li> </ul> </div> <p data-bbox="1323 527 2564 569" style="background-color: #90EE90;"><b>（1）現状と課題</b></p> <p data-bbox="1323 621 1581 653"><b>ア 発達障害の現状</b></p> <p data-bbox="1323 667 2564 789">○発達障害者支援法では、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。</p> <p data-bbox="1323 804 2564 1010">○2005年の発達障害者支援法の施行後、2016年8月からは改正発達障害者支援法が施行されるなど、発達障害に対する社会的認知の高まりに伴い、知的障害を伴う発達障害の人とともに、知的障害を伴わない発達障害の人の手帳の取得が年々増加しています。本県では、療育手帳制度を見直し、2006年11月よりIQ80以上89以下で発達障害と診断されたものに対しても療育手帳を交付しています。</p> <p data-bbox="1323 1024 2564 1325">○発達障害に対する医療の関わりとしては、</p> <ol data-bbox="1353 1073 2564 1283" style="list-style-type: none"> <li>①保健・予防的な側面として、健診でのスクリーニング、相談、情報提供、意見書、診断書作成</li> <li>②狭義の医療として、状態像の把握、検査、診断、合併症や二次的障害の治療、機能訓練</li> <li>③生活や機能の維持、発達保障として、機能維持、発達支援、療育的対応、二次的障害の予防</li> <li>④生活の拡大・充実のための支援として、福祉、教育、労働などの他の分野との連携や生活、行動上の適応支援、家族や地域の各機関への支援などが挙げられます。</li> </ol> <p data-bbox="1323 1339 2564 1503">○医療機関としては、スクリーニング、一般的な検査、初期相談やガイダンスなどを行う一次医療的な機関、診断、専門的検査、薬物療法などを行う二次医療的な機関、二次的障害の治療など入院も含めた高度な診療を行う三次医療的な機関、加えて療育、リハビリテーション、地域支援なども行う専門機関などの階層に分けることができます。</p> <p data-bbox="1323 1518 2564 1640">○さらに、知的障害を伴う自閉症の人などは、発達障害の行動特性のために一般の医療機関での身体疾患の治療や予防接種などが困難な人もおり、すべての医療機関において、発達障害の知識の普及と配慮が必要とされています。</p> <p data-bbox="1323 1696 1528 1728"><b>イ 本県の状況</b></p> <p data-bbox="1323 1743 2564 1948">○本県では、2005年4月にこども家庭相談センターに総合支援部（発達障害者支援センター）を設置し、市町や民間の機関で対応困難な事案について専門的な立場から相談を受け付け、発達支援や就労支援を行うほか、市町などの関係機関に対する情報提供や研修などを実施してきました。また、より専門性の高い発達支援や、より身近な場所での専門的支援を提供するため、2020年4月から発達障害者支援センターの運営業務を民間委託するとともに、同センターを</p>	

<p>沼津市と島田市の2箇所に設置しています。民間委託に伴い、発達障害者支援センター診療所は2019年度末をもって廃止しましたが、民間法人への委託後も各センターにそれぞれ医師を配置し、医学的判断のもと、発達障害のある人への支援を行っています。</p> <p>○健診でのスクリーニングにおいて、地域の医療機関(または医師)の協力を得ていますが、東部地域を中心に診断・検査を行う低年齢を対象とする小児科の医療機関の確保が困難な状況にあります。発達障害者支援センターへの相談経緯では、診断・相談・支援が受けられる機関の情報提供に係る主訴が多いことから、2017年度から、発達障害に対応可能な医療機関の調査を実施し、県民に情報を公表しています。</p> <p>○発達障害者支援センターの相談のうち、30.4%は生活面・家庭で家族ができることを知りたいというもので、最多になっています(2022年度)。また、発達障害専門医は全国的に不足しています。</p> <p>○本県では、2010年度に児童・青年期精神医学の診療能力を有する医師の育成、地域の児童精神医療に関する研究の促進、養成された専門医の県内定着などを目的に、浜松医科大学に寄附講座を設置し、人材育成に努めています。寄附講座では、県内の病院で臨床研修を行い、その後県内の医療機関等で勤務を開始しています。2022年度までの13年間に、56名研修を修了し、うち46名(東部3名、中部14名、西部29名 2023年4月1日時点)が県内の病院(精神科・児童精神科)に配置されています。</p> <p>○県立吉原林間学園の移転に伴い、入所児童だけでなく、発達障害児等の専門的な治療を行う児童精神科診療所を2019年8月に設置し、東部地域の医療体制を補完しています。</p> <p>○発達障害児者の家族が互いに支え合うための活動への支援として、本県では2021年度から発達障害児者家族等支援事業としてペアレントメンターやピアサポート支援者を養成・活用し、発達障害児者及び家族等への支援を実施しています。</p>	<p>沼津市と島田市の2箇所に設置しています。民間委託に伴い、発達障害者支援センター診療所は2019年度末をもって廃止しましたが、民間法人への委託後も各センターにそれぞれ医師を配置し、医学的判断のもと、発達障害のある人への支援を行っています。</p> <p>○健診でのスクリーニングにおいて、地域の医療機関(または医師)の協力を得ていますが、東部地域を中心に診断・検査を行う低年齢を対象とする小児科の医療機関の確保が困難な状況にあります。発達障害者支援センターへの相談経緯では、診断・相談・支援が受けられる機関の情報提供に係る主訴が多いことから、2017年度から、発達障害に対応可能な医療機関の調査を実施し、県民に情報を公表しています。</p> <p>○発達障害者支援センターの相談のうち、30.0%は生活面・家庭で家族ができることを知りたいというもので、最多になっています(2020年度)。また、発達障害専門医は全国的に不足していますが、特に地域の拠点となる医療機関がない東部地域では、低年齢の発達障害児の診断、発達検査、知能検査を行う小児科の医療機関が他地域に比較して少ない状況にあります。</p> <p>○本県では、2010年度に児童・青年期精神医学の診療能力を有する医師の育成、地域の児童精神医療に関する研究の促進、養成された専門医の県内定着などを目的に、浜松医科大学に寄附講座を設置し、人材育成に努めています。寄附講座では、県内の病院で臨床研修を行い、その後県内の医療機関等で勤務を開始しています。2020年度までの11年間に、47名が研修を修了し、うち38名(東部4名、中部11名、西部23名 2021年4月1日時点)が県内の病院(精神科・児童精神科)に配置されています。</p> <p>○県立吉原林間学園の移転に伴い、入所児童だけでなく、発達障害児等の専門的な治療を行う児童精神科診療所を2019年8月に設置し、東部地域の医療体制を補完しています。</p>	<p>医療機関調査結果から、東部地区の表現は削除</p> <p>骨子案に基づく追加</p>
<p><b>ウ 医療提供体制</b></p> <p>○発達障害に対応した医療機関の調査を定期的実施し、医療機関に係る情報の共有化を図ることが必要です。</p> <p>○発達に遅れのある児童に早期療育支援を行う際には、医療による診断、カウンセリング等を行い、特性を踏まえて支援の方向性を決めていくことが望ましいため、診療機会を確保することが求められます。</p> <p>○地域において、発達障害の診断に対応できる医師や心理士を確保するため、発達障害を専門とする小児神経科医や児童精神科医の確保は長期的な視点に立って、地域で継続的に養成・確保するための拠点や体制の整備が必要です。また、看護師等の医療従事者の発達障害への理解促進も求められます。</p> <p>○発達障害の診療機会を確保するほか、診断・検査から発達支援に円滑につなぐため、地域の福祉、教育などの支援機関と医療機関の連携強化が求められます。</p> <p>○発達障害の診断・検査を行うことができる小児科や精神科の医療機関が少なく、地域により偏在し、また一部の医療機関に受診が集中する傾向があるため、必要な検査やその後の対応ができる医療機関を確保することが求められます。</p>	<p><b>ウ 医療提供体制</b></p> <p>○発達障害に対応した医療機関の調査を定期的実施し、医療機関に係る情報の共有化を図ることが必要です。</p> <p>○発達に遅れのある児童に早期療育支援を行う際には、医療による診断、カウンセリング等を行い、特性を踏まえて支援の方向性を決めていくことが望ましいため、診療機会を確保することが求められます。</p> <p>○地域において、発達障害の診断に対応できる医師や心理士を確保するため、発達障害を専門とする小児神経科医や児童精神科医の確保は長期的な視点に立って、地域で継続的に養成・確保するための拠点や体制の整備が必要です。また、看護師等の医療従事者の発達障害への理解促進も求められます。</p> <p>○発達障害の診療機会を確保するほか、診断・検査から発達支援に円滑につなぐため、地域の福祉、教育などの支援機関と医療機関の連携強化が求められます。</p> <p>○他地域と比較して、東部地域においては、発達障害の診断・検査を行う小児科の医療機関が少ないなど、地域偏在を解消することが必要です。</p> <p>○成人期の発達障害についても、診断を受ける際に必要な検査ができる医療機関が少なく、集中する傾向があるため、必要な検査やその後の対応ができる医療機関を確保することが求められます。</p>	<p>医療機関調査結果から、東部地区の表現は削除 医療機関の確保は必要であるため、後段と併せた表現とした。</p>